令和８年11月12日
地　域　行　政　部
住民記録・戸籍課

コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機による証明書交付手数料の一部減額に伴う世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和9年の混雑期に向けた取組の一環として、くみん窓口・出張所の混雑緩和を図ることを目的に、令和9年3月から4月までの間、多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機、区施設に設置のマイナンバーカード専用証明書自動交付機）による証明書交付手数料の一部を時限的に減額するため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和8年第4回定例会に提案する。

2 改正内容

附則第3項を次のように改める。

（多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置）

3　令和9年3月1日から同年4月30日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和9年3月1日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区手数料条例 平成12年３月13日条例第３号 第３条　（略） ２　前項に規定する手数料は、閲覧については１回につき100円、印鑑登録証の交付については１件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については１件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年３月世田谷区条例第６号）第19条の２に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。 （中略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成12年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年４月１日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置） ３　令和９年３月１日から同年４月30日までの間における第３条第２項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 （中略） 附　則 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （１）別表第１中112の６の項を112の８の項とし、112の５の項を112の７の項とし、112の４の項を112の６の項とし、112の３の項の次に	○世田谷区手数料条例 平成12年３月13日条例第３号 第３条　（略） ２　前項に規定する手数料は、閲覧については１回につき100円、印鑑登録証の交付については１件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については１件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年３月世田谷区条例第６号）第19条の２に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。 （中略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成12年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年４月１日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置） ３　令和８年２月１日から同年５月31日までの間における第３条第２項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 （中略）

改正後

次のように加える改正規定　公布の日

（２）附則第３項の改正規定　令和９年３月１日

（３）別表第１の125の12の項の改正規定　令和９年４月１日

別表第１（第２条関係）

事務	名称等	額	徴収時期
（略）			
112の4	建築基準法第60条の４第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
112の5	建築基準法第60条の４第２項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
112の	建築基準法第	特定防災街区	160,000円	許可申

改正前

別表第１（第２条関係）

事務	名称等	額	徴収時期
（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
112の	建築基準法第	特定防災街区	160,000円	許可申

改正後					改正前				
6	67条第３項第２号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	整備地区内の建築物の敷地面積の特例許可申請手数料		請のとき。	4	67条第３項第２号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	整備地区内の建築物の敷地面積の特例許可申請手数料		請のとき。
112の7	建築基準法第67条第５項第２号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。	112の5	建築基準法第67条第５項第２号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
112の8	建築基準法第67条第９項第２号の規定に基づく建築物の間口率及び高さ又は建築物の部分の構造に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さ又は建築物の部分の構造の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。	112の6	建築基準法第67条第９項第２号の規定に基づく建築物の間口率及び高さ又は建築物の部分の構造に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さ又は建築物の部分の構造の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
（中略）					（中略）				
125の12	マンションの管理の適正化	マンション管理計画変更認	申請１件につき、１及び２に掲げる	認定申請のと	125の12	マンションの管理の適正化	マンション管理計画変更認	申請１件につき、１及び２に掲げる	認定申請のと

改正後					改正前				
		の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の19第１項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	定申請手数料	場合の区分に応じ、次に掲げる額 １　２以外の場合 （１）から（６）までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 （２）　管理規約の基準に係る事項 4,000円 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 9,800円 （５）　その他の基準に係る事項	き。		の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の17第１項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	定申請手数料	場合の区分に応じ、次に掲げる額 １　２以外の場合 （１）から（６）までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 （２）　管理規約の基準に係る事項 4,000円 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 9,800円 （５）　その他の基準に係る事項	き。

改正後	改正前
2,900円 （６）　（１）から（５）までに掲げる事項以外のもの 2,000円 ２　変更する長期修繕計画の数が２以上である場合　（１）から（６）までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項　１（１）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　管理規約の基準に係る事項　１（２）に掲げる額	2,900円 （６）　（１）から（５）までに掲げる事項以外のもの 2,000円 ２　変更する長期修繕計画の数が２以上である場合　（１）から（６）までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 （１）　管理組合の運営の基準に係る事項　１（１）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　管理規約の基準に係る事項　１（２）に掲げる額

改正後	改正前
に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項 １（３）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 １（４）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額 （５）　その他の基準に係る事	に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 （３）　管理組合の経理の基準に係る事項 １（３）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額 （４）　長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 １（４）に掲げる額に、１を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額 （５）　その他の基準に係る事

改正後	改正前
項　1（5）に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 （6）　（1）から（5）までに掲げる事項以外のもの　1（6）に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額	項　1（5）に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 （6）　（1）から（5）までに掲げる事項以外のもの　1（6）に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額
（略）	（略）